

事務連絡  
令和5年10月6日

地方厚生(支)局  
保険年金(企業年金)課 宛て

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

「国民年金基金令等の一部を改正する政令」(令和5年政令第300号)が本日公布され、企業年金基金が行う公告に関する規定の整備を行う確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)の改正については、令和5年10月16日に施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正し、令和5年10月16日より適用することとしたので、貴管下の企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例  
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(公告の方法) 第5条 この基金において公告しなければならない事項は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)による公告としてこの基金のウェブサイトへの掲載により行うほか、この基金の事務所(従たる事務所を含む。)の掲示板	○ 法第11条第6号の規定により、規約に定める必要があるもの。	○ 令第10条、第53条の2第3項及び第64条の規定に基づき、第2項に定める事項は官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公告として基金のウェブサイトへの掲載により行うほか、各事務所の掲示板に掲示して行う必要があるこ		(公告の方法) 第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所(従たる事務所を含む。)の掲示板に文書をもって掲示する。 2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。	○ 法第11条第6号の規定により、規約に定める必要があるもの。	○ 令第10条、第53条の2第3項及び第64条の規定に基づき、第2項に定める事項は官報に掲載して行うほか、各事務所の掲示板に掲示して行う必要があること。

	<p>に文書をもって掲示する。</p> <p>2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。</p>		<p>と。</p> <p>○ 基金の加入者の数が1000人未満である場合又は基金が自ら管理するウェブサイトを有していない場合は、自動公衆送信による公告を行うことを要しないこと。</p>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	